

お知らせ

記者発表資料

令和8年7月17日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、建設業法違反行為を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

(株) 南山開発 沖縄県那覇市小禄1丁目12番29号

2. 指名停止措置期間

令和8年7月17日 ～ 令和8年11月16日 (4ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

当該業者は、令和4年度から令和6年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが、確認された。また、その結果をもって、沖縄県に対し、入札参加資格の申請を行った。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年3月24日、沖縄県知事から監督処分（営業停止30日間）を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」のそれぞれ別表第2第13号（建設業法違反行為）を準用する「国土交通省所管の物品調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第13号>

措置要件	期間
(建設業法違反行為)	
13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231（代表番号）：平日・昼間

総務部 契約課長

さねよし
實好

とおる
徹

(内線2511)

◎総務部 契約課 課長補佐

ひろた
廣田

たかひさ
貴久

(内線2514)

港湾空港部

082-511-3900（代表番号）：平日・昼間

総務部 契約管理官

はまだ
濱田

かずよし
和芳

(内線130)

◎総務部 経理調達課 課長補佐

おがた
緒方

けんじ
賢二

(内線132)